

福島市教育委員会臨時会会議録	
1 場 所	福島市役所 9階904会議室
2 日 時	令和4年3月30日 午前9時00分
3 出席者	教育長 古関明善 教育長職務代理者 佐藤玲子 委員 渡邊慎太郎 委員 篠木雄司 委員 高谷理恵子
4 欠席した委員	なし
5 説明のため出席した職員	教育部長 矢吹淳一 教育部次長兼教育総務課長 菅野康祐 学校教育課長 嶋原 理 教育施設管理課長 阿部和彦 教育研修課長 齋藤雅敏 生涯学習課長 長南敏広 中央学習センター館長 佐藤義孝 図書館長 菊地 透 教育総務課課長補佐兼庶務係長 近藤秀俊
6 議事内容及び経過	(1) 開 会 午前9時00分 (2) 日 程 本日1日間 (3) 署名人の決定 委員 篠木 雄司 委員 委員 高谷理恵子 委員 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 半沢隆行

1 議事	
議案第9号	福島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項P3により説明)
渡邊委員	人間的な部分で、専任になるのか、兼任になるのか、人数はどのくらいなのか教えていただきたい。
教育総務課長	行政職が2名、割愛教員が2名の正職員4名。係長は行政職の職員を置く体制としている。
教育長	異議ないため本議案を承認する。
議案第10号 福島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件	
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項P6により説明)
教育長	異議ないため本議案を承認する。
議案第11号 福島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定の件	
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項P11により説明)
教育長	異議ないため本議案を承認する。
議案第12号 福島市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令制定の件	
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項P16により説明)
篠木委員	紙ベースからデジタルベースに変わるにあたって、どのような部分が大きく変わるのか。決裁については、押印はなくなるが決裁の順番は同じであるのか。
教育総務課長	大きく変わるのは、これまで紙ベースの文書で決裁のうえ外部に

	発信するという行っていた。文書管理システム導入後は、
	順番に上位の者に決裁を得ることに変わりはないが、決裁の手法
	として端末の中でやり取りを行っていくということになる。
	紙ベースの文書の移動に代わり、端末間で電子データが動いてい
	くというイメージである。
高谷委員	決裁は、メールなどで送信するのではなく、システムの中で移動
	していくということか。
教育総務課長	文書管理システムの中で動いていく。
渡邊委員	システムは独自に開発したものなのか。既存のパッケージシステ
	ムなのか。
教育総務課長	庁内で使用しているメッセージ、スケジュール管理機能を有する
	システムとの互換性があり、市として利便性のよいパッケージシ
	ステムを採用した。
渡邊委員	文書管理システムの導入によって、紙の保管量が激減するという
	理解でよいか。
教育総務課長	減少はすると思う。行政では文書の保存年限を定めており、永久
	のものもあれば単年で処分するものもある。そういった中で、保
	存年限が経過した文書を処分はしているものの、文書の保管量が
	多いために保管場所に関する問題を抱えている。文書管理システ
	ムの導入により、ある程度はスリム化できるものと考えている。
教育長	異議ないため本議案を承認する。

議案第 1 3 号 職員の人事異動について	
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項 P 2 5 により説明)
教育長	異議ないため本議案を承認する。
議案第 1 4 号 任期付職員の採用について	
教育総務課長	(教育委員会定例会提出事項 P 2 6 により説明)
篠木委員	学習センター館長はどのような方であるのか。
生涯学習課長	5名のうち3名が教員出身者、2名が民間企業出身者である。民間企業出身者については、これまで全く学習センターに携わったことのない方ではなく、体育協会や社会教育指導員を務めた方となっている。
教育総務課長	補足説明として、幼稚園長の任用が4月2日であることについては、県条例の規定において、任期が通算される場合、退職金に不利益が生じることから、任期が通算しないよう任用するものである。
	なお、4月1日については、教育部次長が事務取扱として兼務するものである。
教育長	異議ないため本議案を承認する。
2 教育長報告事項	
・福島市立小学校のいじめ重大事態に係る調査報告書の提出について	
学校教育課長	(教育委員会定例会提出事項 P 2 7 により説明)
高谷委員	第三者委員会の報告書を読んで思ったのが、スクールカウンセラ

	一との連携で、今回の件はどのように扱っていくのか気にしている。
	る。
	教職員とスクールカウンセラーは、雇用形態が違ったり、組織が
	違ったりすることで、話し合いが難しい職種の一つと思っている。
	同時に、対応されているスクールカウンセラーの方も痛みを感じ
	ていると思う。一緒に協議の場に入ってなかったりという所があ
	るように感じる。教育委員会として、学校及びスクールカウンセ
	ラーとどのように関わっていったらよいかという課題でもあり、
	県と話し合っていく課題でもあると思う。スクールカウンセラー
	の組織内でも話し合っていくべき課題でもあると思う。どこまで
	踏み込んでよいのかというのが残っているのではないかという印
	象がある。
	その部分について、協議検討された経緯があれば教えていただき
	たい。
学校教育課長	報告書の中でも、市教委のサポートチームが早期に支援に関わり、
	重大事態の疑いということで調査を進める中で、第三者性が十分
	に確保されなかったのではということが指摘されている。
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにサポート
	チームに関わっていただくことで、第三者性も確保し、客観的な
	意見もいただけるということも指摘されているため、そうした体
	制を構築しているところである。
高谷委員	第三者として関わっていただくという考え方であるか。
学校教育課長	教育委員会が組織するサポートチームの一員として調査や支援に

	関わっていただくことになるが、少し立場が違うため、専門的な
	知見からご意見をいただいて第三者性を確保していくということ
	である。
高谷委員	スクールカウンセラーが内部なのか、外部なのか難しい部分であ
	ると思う。
篠木委員	再発防止の8つの施策の中で、卒業後も継続的に支援していくと
	いうのはどのようなものなのか。
学校教育課長	一般的な事案としては、小学校と中学校で保護者を交えて、また
	は保護者の了解を得ながら、継続するいじめ事案について十分な
	引継ぎが行われるようにこの3月に各学校に通知した。
	中学校を卒業してしまったような場合には、市教委が中心となっ
	てその後の状況について確認していくことが必要であると考えて
	いる。
	いずれにしてもいじめ案件の終結には、3か月程度は状況を確認
	していくことが必要であると基本方針にも示されているため、丁
	寧に対応していくことが必要であると考えている。
高谷委員	幼少連携ということはよく聞かすが、小中連携というのはあまり聞
	かない。中学校での体験入学のようなものはあったと思うが、い
	じめ事案がある場合の小学校と中学校での引継ぎが今でも行って
	いるのか。それは、保護者からの要望によって行っているのか、
	あるいは学校での状況を見て学校から保護者にご相談されている
	のか。
学校教育課長	市立小学校から市立中学校に進学するときは、市の個人情報保護

	<p>条例で児童生徒の状況等について引き継ぐことが認められているため、現在も引継ぎ等は小学校と中学校で行われている。</p> <p>いじめ事案については、デリケートな面を含んでいるため、保護者のご了解を得たり、または保護者に引継ぎの場に同席していたりして共通認識に立つことが重要であると捉えているため、学校にも通知したところである。</p>
高谷委員	<p>それは保護者からの要望によるのか、いじめ事案が進行しているときは学校から保護者に働きかけするのか。</p>
学校教育課長	<p>一旦、いじめが終結した案件であっても、3か月を経過していないものは学校から保護者にご提案を差し上げて、引継ぎの場を設けさせていただいている。</p>
	以上終了 午前9時45分
	記 録 半沢 隆行
	委 員
	委 員